

# 令和6年度 生徒指導規程

令和6年 黒瀬中学校長

## 1 総則

本規程は、黒瀬中学校生徒指導推進計画に基づき、学校教育目標、生徒指導年間目標の達成をめざし、本校生徒が中学生としての本分を全うできるよう、安心・安全な学校づくりを目的として定めるものである。

## 2 東広島スタンダード

あいさつ	できます！	出会った人に気持ちのよいあいさつが！
返事	できます！	名前を呼ばれたときの気持ちのよい返事が！
言葉づかい	できます！	相手と場に応じた言葉づかいが！
履き物をそろえる	できます！	整理整頓や人を思いやることが！

## 3 学校生活について

### (1) 登下校

- ① 8時10分までに登校し、荷物を整理し、教室の自分の席に着席して朝読書等の準備をする。  
8時15分までに教室の自分の席に着席し読書ができていない場合は遅刻とする。
- ② 遅刻、欠席の連絡は、必ず保護者が7時45分までに、市民ポータルサイトの送信により連絡をする。
- ③ 遅刻者は、職員室で遅刻連絡カードを受け取り、担任または授業者にカードを渡す。
- ④ 自転車通学については、事前に許可を得た者が、許可証をつけた自転車で登校できる。
- ⑤ 平日の登校は制服とする。ただし、朝練習を行う部活動については、部活動の服装で登校してもよい。また、下校時も部活動の服装で下校してもよい。  
休日などの部活動については、部活動で許可された服装でもよい。
- ⑥ 登下校の際は、寄り道・買い食い等をしない。
- ⑦ 登下校は原則、徒歩または自転車とする。
- ⑧ 保護者に自家用車で送迎をしてもらう場合は、沖石油横の広場で乗降することとし、正門前での駐停車はしない。

### (2) 授業等

- ① 授業等開始のチャイムが鳴る前に着席をする。遅れたときは、授業者に理由を説明する。
- ② 授業に集中し、授業妨害・エスケープ等、他の生徒への迷惑になるような行為は絶対にしない。
- ③ 授業者の許可なく席を立たない。
- ④ 授業等終了のチャイムが鳴り終わるまで教室から出ない。
- ⑤ 忘れ物をしない。忘れ物があった場合は速やかに教科担任に申し出る。生徒間での貸し借りは禁止する。
- ⑥ 移動教室の際、授業中に忘れ物をとりに教室に戻ることはできない。

- ⑦体調が優れなくて保健室を利用する場合は、授業者の許可を得るとともに、保健室連絡カードを持参する。ただし、保健室の利用は1日1時間以内とする。  
(※原則、1時間保健室を利用した生徒は、午後の部活動は行わず自宅で安静にする。)
- ⑧保健室での1時間の休養後も回復が見込めない場合は、担任または養護教諭が保護者連絡をし、早退させる。
- ⑨手洗いは休憩中に済ませ、授業中に行かないようにする。
- ⑩各教科で許可された授業道具以外は必ず家に持って帰る。ただし、長期休業中は全ての荷物を家に持って帰る。
- ⑪持ち物には全て記名する。

### (3) 部活動

- ①部活動に入部する際は、保護者、担任、顧問の許可を得て入部届（入部調査書）を提出する。
- ②部活動の活動時間を厳守する。
- ③試合等に参加するときは、黒瀬中学校の代表として活動しているという自覚を持つ。
- ④転部の際は、保護者、担任、旧顧問、新顧問の許可を得て転部届けを新顧問に提出する。
- ⑤部室は、顧問の指示のもと適切に使用する。

### (4) 服装及び頭髪（黒瀬中学校服装・頭髪規程（別途）に準ずる。）

### (5) その他

- ①授業や部活動等、学校教育の活動に必要なもの（不要物）を持ってこない。
- ②私物のスマートフォン等の情報端末の校内への持込は禁止する。
- ③校内では、落ち着いた生活を送る。廊下を走り回ったり、窓から身を乗りだしたりするなどの危険な行為は絶対にしない。
- ④他学年の校舎へ行かない。他クラスの教室へ入らない。
- ⑤他の生徒、教職員等に迷惑がかかることや危害を加えることをしてはならない。

## 4 学校外の生活について

### (1) 外出等

- ①市外へ出かける場合は保護者同伴とする。
- ②娯楽施設（映画館、ボーリング場、カラオケボックス、インターネットカフェ、ゲームセンター等）を利用する場合は保護者同伴とする。
- ③友人宅への外泊は禁止する。
- ④19時以降は、生徒だけで外出しない。（冬場は18時）
- ⑤危険箇所、私有地等への立ち入りを禁止する。
- ⑥小学校を利用する場合は、職員室の先生に声をかけ許可を得ること。

### (2) その他

- ①法律に則り、社会の一員としてのルールを守る。
- ②アルバイトは禁止する。
- ③生徒が学校に来る際には、制服または部活動の服装で登校する。

## 5 違反等に対する指導

生徒が繰り返し違反をしたり、指導に従わなかったりする場合は保護者を召喚し、反省を促す。また、法に触れるような行為（暴力（暴力を伴うけんかも含む）、器物損壊、喫煙、万引き等）については、警察、こども家庭センター、教育委員会等関係機関と連携する。

### （1）遅刻

正当な理由のない（授業遅刻を含めて）遅刻が連続2日または月3日以上になったとき、指導した後、保護者と連携を行う。度重なる場合は、保護者を召喚する。

### （2）服装

- ①ピアス、染髪、脱色、パーマ、入試の際にふさわしくないとと思われる髪型（ツープロック、ソフトモヒカン等）については家庭と連携し、改善を図る。
- ②眉ぞりをした場合は、眉が自然に整うまで毎日チェックを受ける。
- ③指定外の服装、香水等、学校生活にふさわしくない場合は家庭と連携し、改善を図る。

### （3）自転車通学（黒瀬中学校自転車通学について（別途）に準ずる。）

### （4）不要物

学校の授業や部活動に必要なものは校内に持ち込まないこと。  
不要物はその場で預かり、学校で保管し、保護者連携をしたうえで保護者に返却する。

### （5）授業妨害

授業中の立ち歩きや暴言など、授業の進行に支障があると授業者が判断した場合、反省が見られるまで別室で指導する。

### （6）授業エスケープ

別室で指導する。

### （7）暴力行為（生徒間暴力（暴力を伴うけんかも含む）、対教師暴力、器物損壊）

暴力行為が発覚した時点で、加害生徒を別室にて指導する。事実確認と反省を踏まえて、被害者への謝罪を行う。また保護者を召喚する。さらに状況に応じて警察等関係機関との連携を行う。器物損壊については、修理費用を弁償させる。

### （8）喫煙、飲酒、万引き等

学校内外に問わず、法に触れる行為を行った場合は、別室での指導と保護者召喚するとともに警察等関係機関との連携を行う。

### （9）特別な指導

上記（1）～（8）に関わらず、教員の指導に従わないなど、学校生活を送る上で問題があると判断した場合、その問題の程度に応じて次の通り特別な指導を行う。

- ①別室での個別指導（反省指導，教科の学習等）
- ②反省ファイル
- ③奉仕活動
- ④関係機関との連携（教育委員会，こども家庭センター，警察等）